

守口市乗合バス運行業務委託仕様書

1 業務名称

守口市乗合バス運行業務委託

2 業務の目的

本業務は、バス路線が廃止されたことにより、バス停留所から一定の距離が離れることとなった地域において、当該地域に住む移動手段が制限された市民の移動ニーズを把握するため、当該地域と鉄道駅を結ぶ乗合バスを実験的に運行する。

3 履行期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

4 履行場所

守口市内（一部門真市域を含む。）

5 運行内容

(1) 運送事業の種類

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第21条第2号による実証実験

(2) 運行形態

法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行

(3) 運行ルート及び乗降場所

別紙1「運行ルート図」のとおり

(4) 停留所

市において設置する。

(5) 運行時間帯

概ね午前9時00分から午後5時00分まで

※交通状況により当該時間帯を超過したとしても、運行中の便は終着駅まで到着させることとする。

(6) 運行ダイヤ・便数

別紙2「運行ダイヤ」のとおり（1日当たり12便）

※受託者と調整し決定するものとする。

(7) 運行日

月曜日から金曜日までとする。（祝休日及び年末年始（12/29～翌1/3）を除く。）

(8) 運賃

大人（中学生以上）	250円／回	
小学生	100円／回	
障がい者	100円／回	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示
未就学児	無料	保護者の同乗要（一人での乗車不可）

(9) 運行車両

① 使用車両

- ・本業務を受託した事業者（以下「運行事業者」という。）が使用権限を有すること。（他の一般旅客自動車運送事業において使用している車両と併用することも可とする。）
- ・乗車定員 10 名（乗務員を含む。）であること。
- ・高齢者に配慮し、乗降補助のための手すり及びステップを有すること。
- ・乗降口は、運転席での操作により自動開閉する装置を備えたものであること。
- ・前方にドライブレコーダーを整備すること。
- ・その他交通関係法令に適合するものであること。

② 使用台数

- ・台数は 1 台とするが、事故・故障・各種点検時には、代替となる車両により運行すること。

③ 車両表示

- ・車両の前面及び両側面に、本事業に供する車両であることが分かるような表示をすること。

④ 自動車保険

- ・自動車保険（任意保険）は、対人・対物・搭乗者保険を備えたものであること。
- ・保険金額は、対人及び対物賠償ともに無制限とすること。
- ・保険契約締結後、速やかに自動車保険（任意保険）の写しを市に提出すること。

⑤ その他

- ・運賃を収受し、及び、保管する料金箱を備え付けること
- ・常に最良の状態を維持するため、日常的に整備・点検を行うこと。
- ・利用者に不快感を与えることがないように、車両の清掃を欠かさず行うこと。

6 運行に係る許可申請

運行事業者は、本業務受託後、運行に関して必要となる許可申請等（書類の作成を含む。）を行うとともに、運行開始までにその許可等を受けるものとする。

なお、停留所設置に係る道路占用許可申請に関しては、市において行うものとする。

7 運行内容の変更

市が、利用状況等を踏まえ、上記 5「運行内容」に記載の事項を変更する場合において、運行に係る許可に関して変更申請等を行う必要が生じたときは、運行事業者は、その負担のもと当該変更申請等を行うものとする。

8 運賃徴収業務

運行事業者は、乗車時又は降車時に所定の運賃の徴収を行うとともに、徴収した運賃は、通常の営業により得た運賃と明確に区別し、適正に管理するものとする。

9 委託料

(1) 委託料の積算

- ①委託料の内訳は、人件費、燃料費、車両費、車両の修繕料等、租税公課、保険料その他運行業務に係る必要な費用とする。

②委託料（月額）は、1日当たりの契約単価に1か月の運行日数を乗じた額から、運行事業者が収受した当月分の運賃を差し引いた額とする。

（2）委託料の支払い

運行事業者は、当月の業務を完了後、遅延なく業務完了届等を市に提出し、検査を受けなければならない。検査に合格した場合、運行事業者は、前項により積算した委託料を市に請求するものとし、市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 実績報告

運行事業者は、運行を行った当月分の報告書（任意様式）を翌月の10日までに市に提出するものとする。（別途契約にて、バスロケーションシステム及び乗降カウントシステムを導入予定）

報告書には以下の事項の数値等を記載するものとし、運行した便ごとに集計するものとする。

- ・利用者数
- ・利用者の属性
- ・停留所ごとの乗降者数
- ・運賃の種別・金額
- ・その他市が求める事項

11 検査

市は適宜、本業務に係る現地確認や運行記録の確認等により検査を実施することができるものとし、運行事業者はこれらの検査に協力しなければならない。

12 業務の実施体制

運行事業者は、運行開始までに、業務責任者を定めるとともに、緊急時の連絡等が円滑に行えるよう連絡体制を整備し、市に書面で報告しなければならない。

13 運行上の注意義務

運行事業者は、業務遂行に当たり、以下に掲げる事項に留意するものとする。

- ・乗務員は、交通関係法令に規定する資格を有し、かつ、心身ともに健康な者であること。
- ・乗務員がアルコール類を飲用していないこと及び免許停止等の処分を受けていないことを確認すること。
- ・乗務員の健康状態に留意し、業務遂行に支障があると判断される場合には、代替となる乗務員により業務を遂行すること。
- ・乗務員の労務管理に当たり、労働基準法その他関係法令を遵守するとともに、その責任を負うこと。
- ・乗務員のマナー向上に努め、適宜、業務遂行上必要となる指導や研修を実施すること。

14 不測の事態への対応

本業務遂行に当たって、交通事故（加害・被害事故を問わない。）又は車両の故障など不測の事態が起こった際は、運行事業者の責任のもと、利用者及び関係者の安全確保を最優先して事態を收拾し、処理が終わり次第、速やかに市に報告するものとする。

これらの事由により車両が使用できなくなったときは、以降の運行は、代替の車両により対応するものとする。

また、利用者及び第三者に対して与えた損害に対する賠償その他すべての問題の解決は、運行事業者の責任のもと行うものとする。

15 苦情等の対応

運行事業者は、利用者等からの苦情、意見、質問等の処理に関する体制を整備し、誠意を持って対応するものとする。

16 緊急事態への対応

災害やイベント等により、運行に影響が生じる可能性がある場合は、その都度協議を行うものとする。ただし、緊急時は、運行事業者において対応を判断することができるものとし、その場合は、速やかに市に報告するものとする。

17 業務の再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

18 特記事項

5（9）①使用車両において定める仕様を満たした車両を、受注者が現に所有等していない場合においては、市が別途指定するリース事業者（株式会社トヨタレンタリース大阪）と直接リース契約を締結することにより、上記仕様を満たす車両（コミュニティバス「愛のみのり号」の現行車両（ラッピング済））を調達するものとする。

その場合において、受注者は、本業務内容の遂行に必要な事務手続き（車検証・ナンバープレートの変更など）を、受注者の責任と費用のもと行わなければならない。

19 その他

- ・運行事業者は、停留所の標識に汚損、破損等異常がある場合は、速やかに市に報告するものとする。転倒している場合においては、可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ・運行事業者は、市が行う利用者への案内やアンケート調査等に対して協力するものとする。
- ・運行開始までに試行運行を行う場合については、運行事業者がその費用を負担するものとする。
- ・この仕様書に定めがなく疑義が生じた事項については、都度協議を行い、解決を図るものとする。

